（別紙１）

農林水産省告示第 1650 号（農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を改正する件（エスプロカルブ）（案）についての意見・情報の募集に寄せられた意見・情報及びそれに対する考え方

	御意見	御意見に対する考え方
1	日産化学株式会社による、エスプロカルブを含む、スパークスター粒剤の安全データシートの注意喚起には、以下の危険有害性（GHS JP）を明記している。 強い眼刺激（H319） 遺伝性疾患のおそれの疑い（H341） 発がんのおそれ（H350） 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害（呼吸器系、腎臓、免疫系)(H372) 長期継続的影響によって水生生物に非常に強い毒性（H410） ※ https://www.nissan-agro.net/data/msds/18225.pdf より抜粋 また、漏出時の応急処置には、直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。 出動は、適切な保護装備を身につけた有資格者に限られる。と明記されている。 この様な危険成分を PPM レベルとは言え、農業環境への使用承認をするなど、もっての外としか言いようが無い。 FAO（国連食糧農業機関）の統計によれば、日本の農薬使用量は中国とさほど大差ない状況。アメリカについては日本の 5 分の 1、イギリスで 4 分の 1、さらにインドでは 30 分の 1 程度との報告。 もはや日本産の野菜は、東京オリンピック時、一部海外選手の食事では、日本産野菜を除外される国もあったほどであり、汚染物質との評価を受けている現状を、厚労省は自覚すべきである。	農薬使用者への影響評価については、「農業資材審議会農薬分科会」及び「農薬使用者への影響評価法に関する検討会」において、農薬使用者の暴露量及び暴露許容量の算定方法等を含めた必要事項の審議を行い、その評価法が定められました。（具体的な評価法については、「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成 31 年 3 月 29 日付け 30 消安第 6278 号農林水産省消費・安全局長通知）別紙１「農薬使用者への影響評価ガイダンス」参照） 本剤の再評価においては、各試験で得られた無毒性量を種差及び個人差を考慮した安全係数で除して、農薬使用者暴露許容量（AOEL）及び急性農薬使用者暴露許容量（AAOEL）を設定しております。申請された使用方法どおり使用された場合の農薬使用者の推計暴露量は、AOEL 及び AAOEL を超えないことを確認しており、農薬使用者の安全は担保されると考えています。また、その農薬について、特に急性毒性が強い、眼や皮膚に刺激性がある、感作性があると認められる場合は、追加の防護装備や使用上の注意事項を付すことで、農薬使用者の安全を担保しています。 なお、病害虫の種類や発生状況はその国の気象条件や栽培される作物の種類によって異なるため、その防除に必要な農薬の使用量が異なることがあります。 一方で、農薬は、消費者、農薬使用者及び環境生物に暴露するため、それらへの安全が確保されていることが最も重要です。 このため、農薬の安全性評価にあたっては、農林水産省をはじめ関係府省に第三者の外部有識者で構成される審議会等を設置し、関係府省が連携して最新の科学に基づき審議が行われ、申請された使用方法で使用した場合に安全が確保されていることを確認した上で登録しています。 いただいた御意見は関係府省にも共有いたします。

※寄せられた御意見をそのまま掲載しています。